

1 業務概要

- (1) 業務内容等
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 委託上限額
1,200万円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

提案者は、以下のすべてを満たす者とする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

3 提出書類

本募集要項、仕様書、受託候補者選定基準等を熟読のうえ、以下の書類を提出すること。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 提案書（様式1） | 1部 |
| (2) 提案者の概要、体制及び資格能力がわかる資料（任意様式） | 8部 |
| (3) 類似業務受託実績一覧（様式2）及び受託実績が分かる資料 | 8部 |
| (4) 企画書（任意様式） | 8部 |
| (5) 見積書（任意様式） | 8部（正1部、副7部） |

*仕様書に記載の「4 業務内容」の(1)~(3)の内訳額も明記すること。

企画書は、以下の内容を含めて作成すること。

提案項目	主に提案を求める内容
調査物件の作成	調査物件を作成するまでの手順及び効率的に配付、回収するために作成する基礎資料を示すこと。
調査票の配付・回収	調査票の配付方法及び、目標とする回収率を掲げ、回収率を高めるための取組を、業務全体を通して提案すること。目標とする回収率は70%以上とすること。
説明会の開催	説明会の開催方法等を提案すること。
所有者調査	所有者調査の手順及び手順に要する想定期間を示すこと。
調査結果の集計・分析	調査結果の集計・分析方法やとりまとめ方法を提案すること。

4 書類提出期間・提出方法

(1) 質問書の提出期間

令和8年2月24日（火）午後5時必着

※ 様式は任意で、提出方法は電子メールに限る。件名に「【森林経営管理意向調査業務質問】」と記載すること。

※ 令和8年2月26日（木）までに、質問をされた方全員に対し、電子メールで通知し、令和8年2月27日（金）までに、全ての回答をホームページ（京都市情報館）に掲載する。

※ 質問できる者は、上記「2 参加資格要件」を満たす者とする。

(2) 提案書等の提出期間

令和8年3月4日（水）午後5時まで

※ 提出方法は持参、郵送のいずれでも可。

※ 持参は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、事前に必ず持参の旨を連絡すること（ただし、正午から午後1時までを除く）。

※ 郵送は、上記の提出期限内必着で書留郵便に限る。また、必ず到達確認を行うこと。

(3) 選定結果の通知

令和8年3月下旬ごろ

※ 審査に際し、提案内容に関するプレゼンテーションを求めることがある。

※ 審査結果は、提案者全員に通知する。

5 書類提出・問合せ先

京都市 産業観光局 農林振興室（担当：木村、中川）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3346 FAX：075-221-1253

メール：ringyosinko-k@city.kyoto.lg.jp

6 受託候補者の選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

別紙「京都市森林経営管理意向調査業務 受託候補者選定基準」のとおり

(2) 選定方法

京都市産業観光局内に設置する選定委員会において審査し、最も高い評価点を得た提案者を受託候補者として選定する。提案者が1者のみの場合でも、選定手続は成立する。

60点以上の評価点を獲得した提案者がいないなど、すべての提案者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(3) 選定結果

提案者全員に文書で通知するとともに、提案者名及び評価点をホームページ（京

都市情報館) で公表する。

選定結果についての異議申立は受け付けない。

受託候補者として選定されたことをもって、契約の締結が保証されるものではない。

7 提案に関する留意事項

- (1) 公募手続に使用する提出書類の言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (2) 提出された提案書類は返却しない。
- (3) 提案書類の作成にかかる経費は、提案者の負担とする。

8 契約について

(1) 契約にかかる協議

選定手続終了後、速やかに受託候補者の提案内容を踏まえて契約書及び仕様書について協議し、契約を締結する。

受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、受託候補者に次いで評価点の高かった提案者を受託候補者として、契約協議を行う。

(2) 契約に関する特記事項

ア 提案内容の実現に係る費用は、全て受託者の負担で行うこととする。

イ 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏えいしてはならない。

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しない場合は、本件調達を無効とする。

この場合においても、本件調達の準備行為に係る一切の費用については、提案者の負担とする。